

改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行に向けた 『建築士サポートセンター』を開設しました！

サポートセンターとは？

令和7年4月から、旧4号建築物の特例が縮小されると共に原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

この改正への対応をどうすれば良いのかわからない方のサポートを行います。

サポートの内容は？

改正法施行以降に申請予定の建築物について、基本的には作成の図書等をご持参いただき、必要な添付図書や記載方法等についてアドバイスします。

- ・建築確認申請図書の作成アドバイス(壁量計算等、省エネ仕様基準適合等)
- ・省エネ適判(建築物エネルギー消費性能適合判定)申請図書の作成アドバイス
- ・住宅性能評価等の申請書の作成アドバイス

※確認申請を提出予定の書類作成等のアドバイスを行うものであり、構造や省エネに関する具体的な設計提案や審査などは行いません。

サポートの内容(例)

- ・4号廃止に伴い、新2号となる住宅の確認申請に必要な図書と記載内容等について
- ・壁量計算等の見直しに伴う、算定方法の考え方について
- ・省エネ適判の場合と仕様規定の場合とで必要な図書等の違いについて
- ・設計性能評価等の申請時期、必要な添付図書について

サポートの費用・期間・場所

- ・費用：無料です。
- ・期間：令和6年11月1日から令和7年3月31日(予定)
- ・場所：一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

草津本部、大津事務所、近江八幡事務所、彦根事務所

- ・申込方法：センターへ直接電話いただくか、ホームページの「申込書」で申し込みをお願いします。

TEL:077-569-6505

「申込書」はこちら [☞ 申込書.PDF](#)

注意事項

- ・具体的な建設地、建築計画が定まっていない一般的な相談は、本サポート業務の対象ではありません。
- ・模様替えのサポート業務で知り得た情報については守秘義務を厳守します。
- ・確認申請、省エネ適判申請の代行を行うものではありません。



一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

TEL : 077-569-6505 (受付 : 月~金 9:00~12:00/13:00~17:00)